

第 38 回基準諮問会議

2019年12月25日から2020年1月28日にかけて、書面審議によるテーマに関する検討が行われました。また、2020年3月12日に財務会計基準機構（FASF）において第38回基準諮問会議（議長 湯浅一生 富士通（株）執行役員常務）が開催され、審議が行われました。詳細については、財務会計基準機構ホームページ（https://www.asb.or.jp/jp/project/standards_advisory.html）において「議事概要」を公開していますのでご覧ください。

テーマに関する検討（書面審議）

2019年12月11日に「会社法の一部を改正する法律」（以下「会社法改正法」という。）が公布されたことに伴い、法務省から同日に「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計基準の開発」について新規テーマの提案が行われた。

本提案に関しては、第35回基準諮問会議において、法務省より説明が行われ、将来、会社法の改正が行われた場合、当該株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額を法務省令で定めるにあたって、報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式が発行された場合の会計処理について、会計基準の開発を提案する予定である旨が説明された。

会社法改正法の施行日までに法務省令の改正が必要なことを考慮すれば、提案されている会計基準の開発を行う場合には、迅速な対応が必要と考えられ、本提案は対応に一定の緊急性を要する提案であると考えられた。

このため、基準諮問会議事務局では、「基準諮問会議において提言するテーマの選定方法」に従い、書面にて基準諮問会議委員による検討を依頼し、本提案について企業会計基準委員会（ASBJ）の新規テーマとして提言するという事務局対応案について基準諮問会議委員に意見を伺ったところ、事務局対応案について異論は聞かれなかったため、ASBJの新規テーマとして提言することとなった。

第 38 回基準諮問会議

（審議事項）

1. テーマの提言について

（1）前回までの基準諮問会議における提案及び新規テーマ提案について

基準諮問会議事務局より、前回までの基準諮問会議において市場関係者より提案されたもので、現在検討中のテーマはない旨、及び今回新規のテーマの提案はなかった旨の説明がなされた。

（2）その他

基準諮問会議事務局より、2019年12月に法務省より新規テーマ提案がなされた「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計基準の開発」につい

て、基準諮問会議委員によるテーマ提言についての書面審議（上記参照）を行った結果、2020年1月に開催された第424回企業会計基準委員会に対して新規テーマの提言を行った旨、及び本テーマ提言の結果、2020年2月に開催された第425回企業会計基準委員会において、開発するテーマに加えられた旨の報告がなされた。

この報告に対し、基準諮問会議委員から特段の意見は聞かれなかった。

2. 基準諮問会議の運営に関する事項について

基準諮問会議の運営に関する事項について審議が行われた（議事要旨は公表していない）。

3. ASBJの最近の活動状況について

ASBJ小賀坂委員長及び川西副委員長から、日本基準の開発状況及び国際対応について報告が行われた。

基準諮問会議委員より、個別財務諸表における開示、リース会計基準、金利指標改革に起因する会計上の問題、連結納税制度の見直しへの対応等に対する意見が出された。